

上島町観光素材創出補助金

上島町では、町の魅力を高めることを目的として、地域資源を活用した特産品開発や観光客誘致につながる観光スポットを整備等に必要な経費の一部を予算の範囲内で補助します。

補助対象事業

- 地域資源を活用した特産品等の観光素材創出
地域資源を活かした新たな製品や観光素材を開発する事業。
- 観光客の誘致につながる観光スポット創出
観光スポットを整備し、町の魅力を向上させ、観光客の誘致につなげることを目的とした改修や整備に係る事業。

補助対象者

- ・ 町内で事業を営んでいる者
- ・ 町内に事業の用に供する事務所、店舗、工場等を置き、今後も町内で事業活動を行うもの
- ・ 町税等の滞納がない者

補助対象経費

補助対象事業	補助対象経費
地域資源を活用した特産品等の観光素材創出	パッケージ、包装紙等の印刷費、試作用の原材料費、消耗品費、情報発信用の動画等の観光素材制作費など
観光客の誘致につながる観光スポット創出	宿泊施設や飲食店等の改修費（写真映えスポットの設置、地域色を取り入れた内装デザイン等）や周辺設備の整備費 観光ポイントとなるモニュメント等の製作費

補助金限度額・補助率

- 補助金限度額 1 0 0 万円
- 補助率 補助対象経費の 2 分の 1

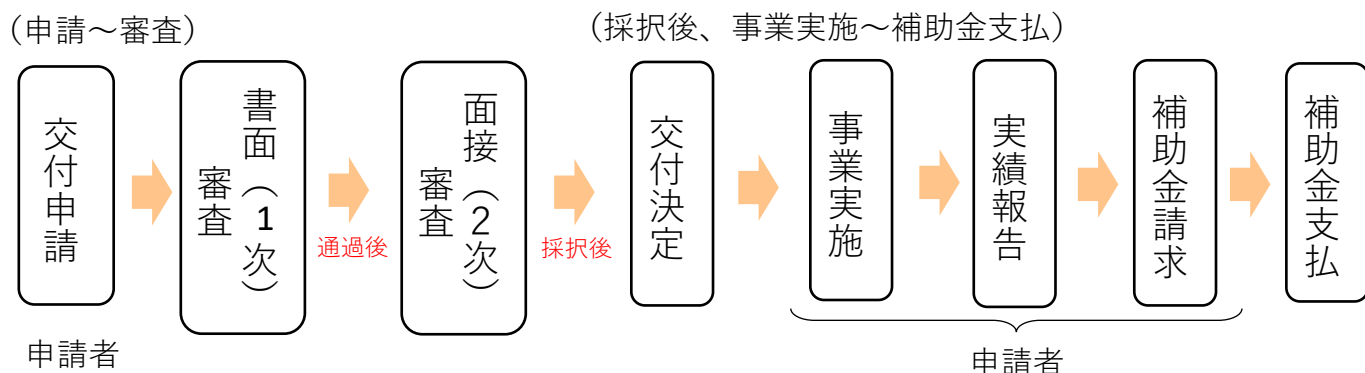
※交付決定日以降に着手したもので、令和8年3月31日までに支払いが完了するものが対象となります。

申請受付期間

1次募集 令和7年5月2日（金）から令和7年7月4日（金）まで

2次募集 令和7年9月1日（月）から令和7年10月31日（金）まで

補助金交付までの流れ



審査について

審査基準に基づき、別に設置する審査委員会において、提出された申請書類をもとに審査を行います。

提出書類一覧

①交付申請書（様式第1号）

②事業計画書

※えひめ産業振興財団から、事業計画書の作成の支援（アドバイス）を受けることができます。

③見積書の写し等（支出予定経費の明細が分かる書類）

④町税等納付状況調査同意書

⑤町内に居住していない場合は、町税等を滞納していないことを証する書類

⑥誓約書

申請方法・申請先

観光戦略課（せとうち交流館）に持参していただくか郵送で下記提出先へご提出ください。

〒794-2506 上島町弓削下弓削1037-2 上島町観光戦略課 宛

問い合わせ先

上島町観光戦略課（せとうち交流館）

〒794-2506 上島町弓削下弓削1037-2

TEL：0897-77-2252 FAX：0897-77-2292

※平日 8：30から17：15まで